令和４年度第３回　小平市福祉のまちづくり推進協議会　会議要録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和４年１０月３日（金）　午前９時３０分～午前１１時１５分 |
| 開催場所 | 小平市福祉会館４階　小ホール |
| 出席委員  （敬称略） | 上松久美子、荒井久美子、上野あかね、金子惠一、木下聖、小林光明、竹内よし子、德永智子、二通藤乃、野村幹雄、福田早苗（ＷＥＢ）本田祐吉、三浦かおる、森田多美子、柳田憲吾、矢野久子  （欠席者４名） |
| 事務局 | 健康福祉部長、生活支援課長、生活支援課係長、生活支援課担当 |
| 傍聴人 | あり（１名） |
| 配付資料 | (1) 次第  (2) 資料１　　小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案  (3) 参考資料　　令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程につ  いて |
| 次第 | １　開会  ２　次第  (1) 小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案について  ３　その他  ４　閉　会 |

議事

次第～（１）小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案について

事務局が、資料１を用いて、小平市第四期地域保健福祉計画【中間見直し版】素案について説明を行った。

【質疑応答】

会　　長：　16ページの「地域共生社会の実現と改正社会福祉法への対応に関する推進」の箇所ですが、前回の協議会でイメージ図に対して、少し見づらいという意見を申したのですが、それを踏まえ差し替えていただき、小平市が取り組んでいるコミュニティソーシャルワーカーを中心に記載し、取組の中核になっていることが強調された図となり、前回より改善されていると思います。

同じく16ページの「多様で複雑な生活課題の例」の箇所は、前回は顕在化している課題と、潜在化している課題を分けて記載をしていましたが、必ずしも綺麗に分けられるわけではなく、適当ではないと申した記憶があります。

区分をせず、記載していただきましたが、それでも見る方が見れば多様で複雑な生活課題が特定化されてしまう恐れがあると思います。この箇所はもう少し、文中の中に記載する等の工夫が必要と思います。

19，20ページですが、こちらも厚生労働省の資料を基に組みなおしていただきました。20ページ上段の「包括的支援事業」、中段の「地域づくり事業」、下段の「参加支援事業」とありますが、これは19ページの「社会福祉法に基づく新たな事業」に記載されている「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」に該当しています。その為、19ページのローマ数字箇所を、20ページにも関連性を持たせ、関係が分かるような整理が必要と思います。

事務局：　16ページの「多様で複雑な生活課題の例」ですが、会長がおっしゃったように、課題の特定化の恐れもあると思いますが、全く例を示さないのも分かりにくいと考えています。また、文章中には8050問題を記載していることも踏まえ、多分野の問題が少しでも分かるよう、スペース等を調整し一例として記載しています。

また、20ページの各番号の整理については、以前に同様のご意見をいただき検討いたしましたが、番号を記載してしまうと、番号に沿って進むものと捉えられてしまう可能性があることや、19ページの図の中には、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとある三本の柱以外にも継続的支援事業や、多機関協働機関等、番号の記載がないものもあることからも、全体的なイメージ図として提示するにあたっては番号の記載はないほうが良いと考えています。

会　　長：　20ページは、グレーのかかっている箇所とそうでない箇所の違いのみとなっており、全て同じような印象を受ける為、グレーのかかっている箇所の説明が必要になると思います。この箇所は、19ページから派生したものが20ページの「重層的支援体制整備事業」へと展開されているわけなので、そこの関連性は多少わかりやすく示すことが必要だと思います。

委　　員：　16ページの「多様で複雑な生活課題の例」ですが、具体的に記載されていると、見た方ご自身での気づきもあるのではないか思いました。

　　　　　　また、「多様で複雑な生活課題の例」の後に、「等」を記載し、含みを持たせるような記載方法を用いて、他の生活課題もあることが想定できるような記載方法が良いと思いました。

委　　員：　成年後見制度を計画に加えるにあたり、「多様で複雑な生活課題の例」を記載したということからも、「老老介護」の箇所に、「老障介護」もあわせて記載していただきたいです。

　　　　　　同じく「多様で複雑な生活課題の例」の箇所で、前回から記載を外したものと残したものについての考え方の違いなどがあれば教えていただきたいです。

事務局：　上野委員からご指摘ありました、「等」については検討させていただきます。

「多様で複雑な生活課題の例」の変更に関しては、文字数の関係で調整を行ったことや、ご紹介いただいた「老障介護」のように、現在記載している「親の介護」と「障がいがある子ども」と二つの課題が組み合わさったものについては記載から外すなど、検討した中から選ばせていただいております。

委　　員：　19ページの「社会福祉法に基づく新たな事業」のⅢ「地域づくりに向けた支援」の箇所は特に力を入れなければ、小平市の福祉レベルが上がっていかないのではないかと考えております。今回の計画見直しは、上位計画であるとおっしゃられたように、基本的な計画の方針を示されたのは良いことだと思います。

実際にこの考えに基づいて仕組みが動くのであれば、具体的なことを例としてお聞かせいただければと思います。

事務局：　小平市の現状として18ページに記載されているように、令和３年４月からコミュニティソーシャルワーカーの配置が全域でスタートいたしました。１年間実際に活動していただき、子ども食堂立ち上げのコーディネートを始め、地域づくりにおいても、多岐にわたって様々な活動をしていただいております。

　　　　　コミュニティソーシャルワーカーで分野を問わず相談を受け、解決するために必要な部署間で会議体を開くなど、コミュニティソーシャルワーカーの活動を中心に、小平市特有の重層的支援体制整備事業を築いていくべきと考えております。

　　　　　また、活動して１年という期間なので、今後の目標等は定まっていませんが、方向性としては、現場に合わせた情報を集め、必要部署と一緒に検討していくようなものを考えています。

委　　員：　コミュニティソーシャルワーカーを中心として進めて行くのであれば、他の関係各課との連携や支援などをうまく推進していけるよう、考え方を広めていくことが出来ないかと考えております。

事務局：　コミュニティソーシャルワーカーは、幅広い課題に対して、適材適所で必要な機関での解決策を考えるという位置づけにあると認識しており、市としても課題に応じた柔軟な対応をしていきたいと考えております。

　　　　　また、推進協議会の開催前に、市役所内部の庁内調整会議というものがあり、情報を持ち寄り、コミュニティソーシャルワーカーに対しても、今後の実績などを見て、関係各課がどのように携わっていくのか次期計画に向けた検討を進めております。

会　　長：　今後、コミュニティソーシャルワーカーの活動をＮＰＯや地域団体等と協力して推進し、関係者のネットワークや仕組みを作るとありましたが、今後の方向性が読み取れるような表記を記載するなど検討していただきたいです。

　　　　　　現状は、国のイメージのみの記載であり、小平市の現状のコミュニティソーシャルワーカー活動を土台にしながら、どのように地域福祉を推進し、今後の重層的支援体制整備事業の活動基盤整備に繋げるのか等を記載すると受け取りやすくなると思います。今後検討していただければと思います。

委　　員：　20ページに「交流のできる場の整備」と記載されていますが、小平市には、空家や、使われていない建物があると聞いております。こうした場の利用の検討や、市のバックアップ等が必要だと考えています。

　　　　　　庁内会議等での議題にするだけではなく、計画の中へ記載していただきたいと思います。

事務局：　今回は中間見直しになりますので、状況の整理、実績の整理を示すところを考えています。今後、コミュニティソーシャルワーカーの活動を通し、方向性を定めることを想定しております。また、交流の場所等についても、各個別計画や、実際の活動等を通じて検討を行う予定となりますので、現時点で明記することは難しいと考えております。

委　　員：　30ページの「高齢者交流活動（こだまちサロン）支援事業の推進」は、現状市が力を入れて推進していると理解しております。この事業とは別に、社会福祉協議会は、民生委員を中心に「ほのぼのひろば事業」を展開し、高齢者の方を対象とした交流の場を設けております。交流をきっかけに、様々な問題を把握することができますので、社会福祉協議会は、この「ほのぼのひろば事業」も活用させていただいております。

30ページの施策の展開には、「ほのぼのひろば事業」の記載はありませんが、位置づけとして、地域保健福祉計画を前提に発展させた事業だと認識しており、一部市の支援をいただきながら市内15か所で事業を展開しております。こうした活動を通じ、地域の状況を把握し、事業展開していることをご理解いただければと思います。

委　　員：　資料１を読み、住民一人一人が考えて行動していかないといけない部分が多いと感じました。私が住んでいる地域では、ＰＴＡや自治体、地域と協働で防犯力の向上と、交流のための事業として、自主的なパトロールの実施、子どもたちの見守り活動、こども祭り、防災イベント、音楽会研修等を実施しています。また、自治会の中には防災会というものがあり、年に一度、防災のイベントや一人暮らし高齢者の見守り等も行っています。

また、古い付き合いがある地域では、隣の人が長く留守をする際には声かけをしており、こうした隣近所でのお付き合いが必要と考えています。

西東京市では、地域サポート「リンク」というところで週に一回、養成研修を受講した地域ボランティアの支え合い訪問協力員が定期的にお宅を訪問し、玄関先でお話しを聞いたり、郵便物などの状況を確認し、外からの見守りを行っています。こうした活動は、一人暮らしをされていて、ご近所づきあいの少ない方に対して必要と感じており、まだ小平市でこうした活動がされていないのであれば、今後の目標として検討していただきたいです。

他にも豊島区では、「終活安心センター」を立ち上げ、そこで終活情報登録事業を実施し、希望する区内在住の65歳以上の方、その他必要と認める方等に対して、緊急連絡先や本籍など、亡くなった後に必要となる情報を登録できるという制度が実施されました。23区では豊島区のみであることからも、今後、このような取り組みは増えていくと考えております。

事務局：　見守りの体制などにつきましては、本計画の51，52ページの中に「地域での見守り体制の充実」等の記載はございますが、おっしゃっていただいた細かな事業に関しては、把握しかねている部分がございます。子育てや子供に関する事でしたら子育て支援課での対応、高齢者のことであれば高齢者支援課がそれぞれ情報をキャッチしながら進めている状況です。

委　　員：　薬局で仕事をしていますが、「相談窓口のどこに相談して良いかわからない」といったことや、「相談しても、担当ではないからと、たらい回しにされた」、など、多くの方が相談場所についてお困りになっているのだと感じています。

その為、総合窓口のようなものを設置し、そこから各課に振り分けていただくというような方法をとっていただけないでしょうか。あわせて、40ページの２番「相談窓口の周知と関連機関との連携の推進」とございますが、この中に「市の中の関係各課の連携」といった文言の追加をしていただければと思います。ご検討お願いします。

委　　員：　委員からお話があったように、たらい回しのような事案は私も様々な方からお伺いしています。私共、社会福祉協議会には、社会福祉士の資格を持った職員も大勢おりますので、福祉の困りごとは、まずは社会福祉協議会へ来ていただければと思います。

市の担当課へ行きづらい場合なども、付き添うことも可能ですので、困りごとがありましたら、まずは社会福祉協議会へ来ていただきたいです。

委　　員：　まだ、一般の方に周知されていない状況にあると思いますので、啓発活動も進めていただければと思います。

委　　員：　総合窓口という話がありましたが、相談して、行きつくところに権利擁護が位置していないと、ご本人を社会福祉支援に入れていくことが難しいと考えています。成年後見制度という言葉が前回計画にもありましたが、今回の中間見直しのでは、位置付けが明記されており、その点は評価させていただきたいと思っております。ただ、42ページの【小平市成年後見制度利用促進計画】のカッコがあると、位置づけが不明瞭になることや、小平市成年後見制度利用促進計画が、計画のどこからどこまでの記載なのかがわかりづらく感じました。分かりやすくなるような記載を検討していただきたいと思います。

今後、中核機関などが決まっていけば、より具体的に示すことも可能になると思いますので、今後に繋がるような中間見直しになればよいと思います。

委　　員：　37ページのコラム「ふらっとまるしぇ」を載せていただきありがとうございます。障がいがある方も働いて、販売しているのが目に留まり、実際に足を運んでいただけるようになれば思います。

もう一点ですが、教育と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーがいますが、コミュニティソーシャルワーカーとの連携についてお伺いできればと思います。

先程、三浦委員もおっしゃっていましたが、引きこもりにしても、子ども食堂にしても、地域の活動というのは、小学校圏域や中学校圏域など、地区で括られている場合が多く、学校から様々な発見につながり、長期的な引きこもりなどの予防策にもなると考えております。

事務局：　コミュニティソーシャルワーカーは様々な相談事に対して、地域の社会活動や社会資源等のネットワークを広く活用し、学校の圏域であれば各関係者などを交え、すでに存在している既存の地域資源も利用しながら、課題に対して解決策を模索していくといった活動となっています。幅広い資源に対し、コミュニティソーシャルワーカーがまだ把握していない部分もあると思いますが、そうした模索も含め、活動に取り組んでくださっています。まだ１年目ですので、２年目、３年目にはネットワーク等の把握も深まると思いますので、各事案に対し、幅広い対応が広がっていくと思います。

重層的支援体制整備事業についても、各地域にあるネットワークの活用が重要になりますので、地域の方と取り組む意識をコミュニティソーシャルワーカーの方も持って活動していただいております。今後、市としても活動の支援等をしていきたいと考えております。

委　　員：　スクールソーシャルワーカーの協議会があるとおもいますが、コミュニティソーシャルワーカーの方が協議会に参加し、情報の共有や、教育と福祉の連携を行うことなどは、役割としてあるのでしょうか。

事務局：　コミュニティソーシャルワーカーの方が市の内部的な部署と繋がりがない場合、市が協力し、繋ぐ役割を担っていきます。幅広い課題に対して必要な関係機関が集まり、解決に向けて模索していくことが重要とであり、これらが一つのバックアップ体制に繋がっていくと考えております。

ただ、現時点では体制が出来上がっておらず、検討段階にない状況にあることからも、今回の中間見直しには記載を控えているという状況にあります。

委　　員：　ぜひ検討を進め、連携していただき、学校教育の中からの視点で見える関係があれば、問題解決に繋がったり、予防策にもなると思いました。

会　　長：　先程の総合相談窓口の設置についてですが、16ページの図や、17ページへ総合相談窓口の設置についての具体的な表記を入れたほうがいいと思います。高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画、子ども子育て支援事業計画でも相談窓口は設置しています。各相談窓口で、情報共有や連携をどう進めて行くかを課題としておりますので、上位計画のどこかへ位置づけることは必要ではないかと思います。

また、計画の推進体制について、庁内体制で実施していることや、福祉のまちづくり推進協議会が推進体制の一部を担っていることからも、推進体制についての記載をお願いいたします。

事務局：　まず、福祉の総合窓口ですが、今後の課題であることは認識し、検討していますが、先ほどお話しさせていただいたように、今回は中間見直しであることから、現時点での記載は控えたいと思っております。

また、推進体制についてですが、現行計画の３章の部分を中間見直しに差し替えるイメージでおります。その為、推進体制につきましては現行の計画の５章の内容を引き継ぐという整理をしておりますので、今回の中間見直し版には記載しない整理をしております。

会　　長：　目次の中に位置付けが必要と考えてます。市民参加を実際に行っていることもありますが、いかがでしょうか。

事務局：　総合窓口について、市としても以前より課題として認識しています。今現在、福祉の困りごとは社会福祉協議会で受けていただき、協力体制を取ながら実施しており、図にもございますが、様々な機関を巻き込みながら、どなたがいらしても受け止められる仕組みづくりを検討しています。

現段階で未定な箇所も沢山あり、今後関係部署と協議し検討を行ってまいりますので、大々的に打ち出せないといった事情がございます。ご了承ください。

会　　長：　社会福祉協議会との連携・協働を含めた計画の実現体制であり、社会福祉協議会だけでなく、市内のＮＰＯなどの関係事業者も連携・協働の中に含まれると考えています。各関係部署と協力を得ながら現在の計画に取り組んでおり、進行形であるわけですので、課題の中に入れるという手も考えられます。

計画の推進体制として、社会福祉協議会と市の連携は基盤であり、現段階の取り組みを市として重点的に推進していくということであるとすれば、明記は必要であると考えています。２年後の計画見直しを見据えた検討を引き続きお願いいたします。

副 会 長：　先程福田委員がおっしゃった総合相談窓口は非常に良いアイデアであると思いました。民生委員を務めていることもあり、社会福祉協議会や、地域包括支援センター、社会福祉センター等身近に感じていますが、おそらく一般の方は馴染みがなく、ご存じない方も多いと思います。そのような方へ向け、市役所にカウンターを設け、最初の窓口として相談を受け、そこから関係機関への振り分けが出来れば市民の方も相談しやすく、相談を受ける側も良いのではないかと思います。

また、三浦委員からお話がありましたが、民生委員の取組として、75歳以上の高齢者のお宅全戸を訪問させていただいております。現在は打ち出しのポスティングになっておりますが、このような取組も活用していただければと思います。

上野委員からございましたが、スクールソーシャルワーカーもようやく学校に配置され始め、民生委員とも、徐々に交流が持てるようになってきております。スクールソーシャルワーカーは、学校に通う個人の児童を扱うため、地域に情報を広げるのは良くないこともあり、民生委員の中の主任児童委員や、一部の関係者で会議も持ち、解決を図っております。

委　　員：　42ページの小平市成年後見制度利用促進計画に関してですが、德永委員がおっしゃっていたように、利用促進計画の内容が書かれている範囲が分かりづらいというのは私も感じました。国の法律で利用促進計画を各自治体で定めることが求められましたが、定めるにあたり、中核機関と地域連携ネットワークがキーワードとなっています。それについては42，43ページで触れられていますが、初めて読んだ方に中核機関がもつ役割が伝わりづらいと感じました。今後、中核機関が担っていく機能として、中核機関が中心となり、成年後見制度の利用促進を進め、後見人になる方の受任者調整や、市民後見人の育成などが想定されると思います。具体的に書きづらいというのは承知していますが、受任者調整機能等は記載可能ではないかと考えています。

また、46ページの施策の展開ですが、第一回の推進協議会で、「表の内容は後日更新予定」と記載されており、中核機関を設置するように努めるといった趣旨の内容であったり、地域連携ネットワークのことが記載されると思っていましたが、以前の推進協議会から更新した箇所が見つけられませんでした。この箇所についてのご説明をお聞かせ下さい。

事務局：　委員からご指摘頂いた、中核機関の役割について、様々であり、伝わりづらい内容と認識しております。その中で、受任者調整のように細かなところまで踏み込んでしまうと、どこまで記載するかということになるため、今回は、中核機関の設置に留め、次回の見直しの際に具体的に記載するような構成が良いと考えております。

施策の展開の箇所ですが、現行計画の進捗状況を各課へ確認し、何かしらの新しい要素があれば追加するという方向で進めておりました。現状として、成年後見制度利用促進計画への変更にあたり、現行計画を事前に変更してお示ししていたこともあり、二回前の推進協議会資料からの変更は無いといった説明になります。

委　　員：　今回の利用促進計画の中には、中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築の記載はするが、施策の展開の中への記載は行わない、ということでしょうか。支障があれば別ですが、施策の展開にも記載をしたほうがいいのではないかと思います。

会　　長：　中核機関は43ページに記載されておりますので、中核機関の用語説明や、文章の中へ、役割の具体的な説明を加えることが出来ると思います。

中核機関は成年後見制度利用促進計画の中で、設置するかについて大きな課題になっていることからも、協議会のネットワークを形成しながら後見人を支えていくというような説明を記載しても良いのではないかと思います。

事務局：　成年後見制度の周知と利用の促進の箇所へ文言の追加等の検討をさせて頂ければと思います。

会　　長：　中核機関が行う役割等については、最低限記載していただければと思います。

委　　員：　各主体に期待される役割として、「市民の役割」「地域の役割」「行政の役割」と３つ記載されており、その中でも「市民の役割」はとても重要であると考えています。ただ、一般の市民の方が、記載されているような役割を実際にできるのかというと、うまくいっていない現状にあると感じています。役割として機能するためには、福祉に対する活動の理解度を上げる教育などを地道に行っていかなければいけないと思います。

小平市でも、他の自治体の視察を行っていると思いますが、視察を行う中で、市民の方の福祉のレベルをどのように上げているのかが分かれば、各施策等を進めやすくなるのではと思います。

会　　長：　24ページの箇所に「市民の役割」「地域の役割」「行政の役割」が、29ページの「お互いに支えあう地域づくり」でも、「顔の見える関係づくり」が位置付けられていることからも、市民の理解や気づきにつながるような取組等の働きかけは可能かと思っております。

また、32，34ページなどに実際の活動の様子が写真としてありますが、こうした部分でも、日ごろの地域の気づき、支え合いなどが読み取れるような工夫をすると意識は変わってくると思います。他にも基本理念を「市民の理解と思いやりが必要です」といった標語とすると目に留まると思います。

各役割は、計画の前提の部分ということもあり、これらが受け取れないと意味なく終わってしまうので、工夫をしてみると良いと思います。

事務局：　周知や育成等、苦慮しているところでございます。ただ、全国的にも同じような背景があり、今回の計画の中だけで完結するようなことではないと思っております。各個別計画の中で工夫しながら進めてまいりますが、今回の計画はあくまで個別計画の上位にあたる部分になりますので、現状の表記が適切と考えております。

会　　長：　委員の意見を元に、本日の中間見直し版をパブリックコメントに提出する最終案と理解していただきたいと思います。本日の会議の場で意見が出せなくても、一度見直し、気が付いたことあればご意見いただければと思います。

事務局：　この後、市民懇談会を経て、計画案という形で協議会に諮る予定です。頂いた意見の中で修正が必要な箇所があれば検討していきたいと思っております。

次第～３　その他

会　　長：　その他、今後の日程についての説明をお願いいたします。

事務局：　参考資料、令和４年度　小平市福祉のまちづくり推進協議会日程をご覧ください。次回の日程ですが、令和５年１月27日金曜日を予定しております。時間と会場は本日同様で、午前９時30分から、福祉会館小ホールとなります。次回も会場とＺＯＯＭでの開催を予定しております。

協議会の開催については改めて文書で通知させていただきます。

会　　長：　その他連絡事項は、ございますでしょうか。

委　　員：　パブリックコメントには、頂いたご意見に対して市が返答をしていますが、市民懇談会では、各意見に対して返答をしていないことが多いと感じています。以前、パブリックコメントに関しては返答する等の決まりがありますが、市民懇談会については、そうした決まりはないと伺いました。それは今回の計画に関しても同じ考え方でしょうか。市民懇談会の各意見に対して、返答していただけるかの確認です。

事務局：　市民懇談会の内容の示し方等については、現時点では他計画にあわせてた進め方を考えております。その流れで頂いた意見についてはお答えしようと考えております。

委　　員：　他の計画に合わせるということは、他の計画で実施していなければ行わないということでしょうか。

事務局：　市民懇談会は、会議形式ではなく、テーブルごとに行う場合もございます。お出し頂いた意見に対しては出来る範囲で記録をし、内容を確認させていただきますが、全ての意見を細かく把握するということは難しく、各意見に対しての返答は難しい場合もございます。もちろん反映できるところはご意見として反映していきたいと考えております。

会　　長：　ありがとうござます。以上を持ちました、令和４年度第３回　小平市福祉のまちづくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。